

(平成27年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

中国（山口）国民年金 事案 1559

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年度のうち未納とされている3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年度のうち未納とされている9か月
② 昭和42年度のうち未納とされている3か月

夫の年金記録は、昭和40年度のうち9か月間と42年度のうち3か月間が未納とされている。私は、昭和36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人を通じて納付していた。未納があることに納付できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の妻は、昭和36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人を通じて納付していたと主張しているところ、申立人の妻から提出された申立人に係る「昭和42年度国民年金印紙代金預りカード」には、42年4月から43年3月までの全ての月について保険料が納付されたことを示す領収印が押されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は昭和42年度のうち未納とされている3か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 申立期間①について、申立人の妻は、前述のとおり、昭和36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料をA市の自宅に来ていた集金人を通じて一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は36年4月以前にB町で払い出されていることが確認でき、戸籍の改製原附票から、申立人がA市に住所を定めたのは40年7月22日であることから、妻が申立人の保険料を同市で納付できるようになったのはこれ以降であり、妻の納付

に係る記憶は明確でない上、妻が、同市においていつから夫婦二人分の保険料を納付し始めたのか確認できる資料は無いほか、当該期間の妻の保険料については、40年4月から同年8月までは納付済みとされているが、同年9月は未納、同年10月から41年3月までは免除と記録されている。

また、上記「昭和42年度国民年金印紙代金預りカード」の領収印から判明した集金人について、申立人の妻は、「既に亡くなっている。」と主張している上、A市は、当該集金人については不明であるとしており、当該集金人から聴取することができないほか、同市において当時使用していた国民年金被保険者名簿（紙台帳）等の資料は保存されていないことから、申立人の申立期間①における国民年金保険料の具体的な納付状況について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案3296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年5月1日まで

私は、昭和45年4月1日付けでA社にC職として採用され、46年5月1日付けでD職として採用された。

私と同時期に、同じ条件で採用された同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB社が保管する履歴書及び申立人の主張から、申立人は、申立期間において、D職への採用が見込まれるC職として、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚9人に照会したところ、2人から回答があり、いずれも、申立人を記憶しており、当該期間に同社で申立人と同じ勤務条件で採用され、同種の業務に従事していたと回答している。

さらに、E社は、「A社は、C職等に対して、昭和38年に厚生年金保険加入を制度化したが、同社から支払に関する資料、公租公課徴収票など一切の資料等が承継されず、事実関係を確認することができない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間における被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届等を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案3297（島根厚生年金事案63の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年5月1日まで

私は、昭和45年4月1日にA社に入社し、同日から46年4月30日までの期間は「C職」として、同年5月1日から「D職」として勤務しており、同期入社と同僚に記録があることから、記録の訂正を求めて、申立てを行ったが認められなかった。

この度、私と同様に記録の無かった同期入社と同僚が申立てを行い、記録の訂正が認められたと聞いたので、改めて調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、E社が保管している人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社でC職として勤務していたことが確認できるものの、i) E社は、「申立期間当時、C職の厚生年金保険への加入については各事業所の裁量に委ねられており、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を示す資料は無い。」としていること、ii) 申立人と同時期に採用された元同僚二人のA社における厚生年金保険の加入状況は、Fに配属された元同僚の一人は加入記録があるが、申立人と同じGに配属された他の元同僚の一人には加入記録が無いことなどから、既に年金記録確認島根地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年7月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにより、改めて調査したところ、申立人に係るE社から提出された履歴書及び申立人の主張から、申立人は、申立期間において、D職への採用が見込まれるC職として、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者9人に照会したところ、3人から回答があり、当該期間において、D職への採用が見込まれる同社のC職として、申立人と同種の業務に従事していたと回答していることが判明した。

さらに、E社は、今回の申立てに係る照会に対して、「A社は、C職等に対して、昭和38年に厚生年金保険加入を制度化したが、同社から支払に関する資料、公租公課徴収票など一切の資料等が承継されず、事実関係を確認することができない。」と回答しているが、当該回答は、「申立期間当時、C職の厚生年金保険への加入については各事業所の裁量に委ねられていた。」とする当初の申立てに係る回答と異なっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間における被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届等を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案3298

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年5月1日まで

私は、昭和45年4月1日付けでA社にC職として採用され、46年5月1日付けでD職として採用された。

私と同時期に、同じ条件で採用された同僚は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、私の被保険者記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E社が保管する履歴書及び申立人の主張から、申立人は、申立期間において、D職への採用が見込まれるC職として、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚9人に照会したところ、3人から回答があり、当該期間に同社で申立人と同じ勤務条件で採用され、同種の業務に従事していたと回答している。

さらに、E社は、「A社は、C職等に対して、昭和38年に厚生年金保険加入を制度化したが、同社から支払に関する資料、公租公課徴収票など一切の資料等が承継されず、事実関係を確認することができない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間における被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届等を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年4月から46年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 3299

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表清算人から提出された資料により、申立人は、申立期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月14日

申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料が控除されていたが、年金事務所の記録に当該賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る賞与ファイルリスト及び申立人名義の金融機関の当座性取引履歴明細表から、申立人は、申立期間において同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与ファイルリストにおいて確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該賞与に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）国民年金 事案 1558

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、昭和46年10月*日にA県B町（現在は、C市）で結婚式を挙げ、同年10月*日にB町役場で入籍及び国民年金の加入手続をし、D市E区で新生活をスタートした。婚姻後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料は夫が納付済みで私が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄に「昭和46年10月21日」と記載され、B町を管轄していた社会保険事務所（当時）名である「F」の押印があることから、「昭和46年10月21日にB町役場で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号から、F社会保険事務所（当時）ではなく、D市E区を管轄していたG社会保険事務所（当時）において払い出されたことが確認できる上、オンライン記録における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、47年6月頃に払い出されたものと推認でき、この頃に申立人の加入手続が行われ、申立人に係る戸籍の付票から、申立人が同区に住所を定めた日が46年10月21日と確認できることから、同区への転入日である当該日に遡って強制加入被保険者として国民年金の資格を取得したものと考えられる。

また、申立人の主張のとおり、昭和46年10月21日にB町において国民年金の加入手続を行えば、申立人に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の手帳記号番

号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、前述の加入手続時点（昭和 47 年 6 月頃）において、過年度保険料となるどころ、申立人は、「納付書が来れば納付していた。」と主張するのみで、まとまった金額の保険料を納付した等の記憶が明確ではないことから、申立期間の保険料が納付された事情はうかがえない上、申立人が昭和 51 年以降、一部期間を除いて居住している B 町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は未納とされておりオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 8 月
③ 平成 16 年 12 月
④ 平成 17 年 8 月
⑤ 平成 17 年 12 月
⑥ 平成 18 年 8 月
⑦ 平成 18 年 12 月

私がA社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録に、申立期間において支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から回答が得られないことから、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の賞与明細書等を所持している同僚がいるものの、申立人と職種が異なる上、別の同僚は「自分は賞与が支給されていなかった。」と回答していることから、同社における賞与の支給等の取扱いについて、賞与明細書等を所持している同僚と申立人とが同様な取扱いであったことを確認することができない。

さらに、申立人は、A社から賞与を現金で支給してもらっていたとしており、申立人の取引先である金融機関の記録から、申立期間における賞与の支給について確認することができない上、B町から提供された、申立人に係る平成 15 年から 18 年までの期間の市町村民税・県民税所得証明書の記載からも、申立期間における賞与の支給等について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3295

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 8 月
③ 平成 16 年 12 月
④ 平成 17 年 8 月
⑤ 平成 17 年 12 月
⑥ 平成 18 年 8 月
⑦ 平成 18 年 12 月

私がA社で勤務していた期間の厚生年金保険の記録に、申立期間において支給された賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から回答が得られないことから、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間当時の賞与明細書等を所持している同僚がいるものの、申立人と職種が異なる上、別の同僚は「自分は賞与が支給されていなかった。」と回答していることから、同社における賞与の支給等の取扱いについて、賞与明細書等を所持している同僚と申立人とが同様な取扱いであったことを確認することができない。

さらに、申立人は、A社から賞与を現金で支給してもらっていたとしており、申立人の取引先である金融機関の記録から、申立期間における賞与の支給について確認することができない上、B市から提供された、申立人に係る平成15年から18年までの期間の市県民税台帳兼課税台帳の記載からも、申立期間における賞与の支給等について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除

について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（島根）厚生年金 事案 3300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日
私がA社に勤務していた時に支給された申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 21 年に解散していることから、申立人の申立期間における賞与の支給等について確認することができない。

また、申立人から提出されたA社に係る給与明細書及び同社の元代表清算人から提出された資料からは、申立人が、申立期間において同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に平成 23 年 5 月 1 日から正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人は、平成 23 年 5 月 21 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主に文書照会するものの、回答が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、複数の同僚は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかは不明である。」としている。

さらに、申立人は、A社において雇用保険に加入し、約 3 か月後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できる
ところ、申立人が同被保険者資格を取得した前後に同被保険者資格を取得している複数の同僚は、雇用保険に加入し、1 か月から 10 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は平成 23 年 9 月 1 日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月

私は、申立期間にA社（現在は、B社）から賞与が支給された記憶があるが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から支給された給与及び賞与は指定口座への振込みであったとしているものの、振り込まれていた預金通帳を所持しておらず、当該指定口座の金融機関も覚えていないとしており、申立期間に賞与が支給されたことを確認することができない。

また、B社は、「申立期間当時の給与及び賞与等に係る資料は残っていないが、A社の給与規定により、賞与の支給時期は7月及び12月と定められていた上、申立期間当時から現在まで在職する社員に確認しても、賞与が4月に支給されていないことが確認できていることから、申立人に申立期間に係る賞与は支給しておらず、厚生年金保険料の控除もしていない。」と回答している。

さらに、A社が加入していた健康保険組合は、「申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は無い。」としている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3304（中国（広島）厚生年金事案 3138 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

前回、私がA社B事業所（以下「B事業所」という。現在は、C社B事業所）に在籍していた申立期間の標準報酬月額の記録が従前の記録に比べて著しく低い額になっており、改ざんの疑いがあるとして申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回の申立てにおいて、これまで主張しているとおおり、申立期間の標準報酬月額が改ざんされていたことは紛れもない事実であり、当該期間の標準報酬月額に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることをうかがわせるものとして、過去にD年金事務所長宛てに送付した内容証明書等の資料を提出するので、再度、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、i) B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間の標準報酬月額は、従前1万8,000円とされていたところ、申立期間の始期である昭和32年8月1日から33年9月30日までは1万円に、同年10月1日から34年3月31日までは1万2,000円にそれぞれ変更されていることが確認でき、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている記録と一致していることが確認できること、ii) 同事業所において、申立人と同日の29年4月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者109人（申立人を除く。）のうち、申立期間に同事業所に係る加入記録がある者は101人確認でき、そのうち申立人と同時期の32年4月の随時改定により、標準報酬月額が従前の6,000円から1万8,000円又は1万6,000円に大幅に増額変更となっている者は95人いるところ、当該95人のうち、申立人と同時期の同年8月の随時改定により標準報

酬月額が減額変更された者は 61 人確認できること、iii) 当該 61 人のうち所在の確認が取れた 25 人に照会したところ、回答のあった 19 人のうち 15 人は、同事業所に養成員として 29 年 4 月に採用され、同時に E 校に入学し、同校を 32 年 3 月に卒業後、同年 4 月から定時制高校に通いながら勤務したとしており、申立人の履歴と同様であったとしている上、当該 15 人の年金記録をみると、1 人については、申立人の標準報酬月額等級と 2 等級差の 10 等級（1 万 4,000 円）であり、3 人は申立人と同じ 8 等級（1 万円）、残る 11 人は 9 等級（1 万 2,000 円）に減額変更されていることが確認できること、iv) 回答のあった当該 15 人のうち、申立人と同時期の 33 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が変更されている者は 5 人確認でき、そのうち 2 人の標準報酬月額等級は申立人と同じ 9 等級（1 万 2,000 円）、残る 3 人は 10 等級（1 万 4,000 円）であることを踏まえると、申立人の標準報酬月額のみが申立期間において著しく低い額で記録されていた状況はうかがえないこと、v) C 社 B 事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入記録も含め賃金台帳等の資料は当事業所に残っておらず、申立人に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の納付は不明である。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 26 年 7 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、自身が過去に D 年金事務所長宛てに送付した「内容証明書」の写し 4 通、「厚生年金保険標準報酬月額等級の変遷」及び「企業年金ノート」を提出しているが、内容証明書については、既に当委員会の審議において、当該内容証明書に対する年金事務所の回答文書等を、ほかの関連資料及び周辺事情と合わせて、総合的な検討及び判断の対象とされたものであり、また、申立人が提出した、これらの資料からは、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、年金記録の訂正につながる新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。